ぜんそく患者 新たな闘い

長年にわたり自動車の排ガスによる大気汚染にさらされ、ぜんそくを発症したとして首都圏を中心とした患者約150人が28日、国と自動車メーカー7社に計約1億5000万円の賠償を求め、公害等調整委員会（公調委）に責任裁定を申し立てる。国とメーカーの責任を明確化し、全国一律の医療費助成制度の創設を目指す狙いだ。かつて東京大気汚染訴訟で、元原告の患者らが勝ち取った医療費助成制度が縮小されたことが背景にあり、患者らの新たな闘いが始まる。（木原育子、大杉はるか）

公調委に28日申し立て

東京大気汚染訴訟の元原告ら

国・自動車メーカーへ賠償請求

「全国一律の新たな救済を」

「発作が起きると本当に苦しい。この発作を乗り越えなければ死んでしまうという思いで、一回一回の発作をみんな死ぬ思いで乗り越えてきた」

東京都内で二十四日に開かれた会見で、申し立ての団長を務める石川牧子さん（74）＝小平市在住＝が、声をそう絞り出した。

東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪の六都府県から計百五十三人の患者が、国と自動車メーカー七社に対し、一人当たり百万円の損害賠償を求める。七社はトヨタ、日産、三菱、日野、いすゞ、UDトラックス（旧日産ディーゼル）、マツダだ。

責任裁定では直接的に、医療費を全額助成する全国一律の新たな制度の創設を求めることはできない。そのため、損害賠償を認定してもらい、責任を明確にした上で制度創設に向けて交渉していくことが目的。石川さんは「欲しいのは賠償じゃない。毎日生きていくための制度。それさえあれば、普通の生活ができる。誰だって健康な生活を送りたい」と繰り返した。

「責任裁定」とは、公害紛争処理法に基づく手続きの一つだ。公害紛争を取り扱う総務省外局の行政委員会の「公害等調整委員会」が判断する。委員は首相が任命し、元裁判官や医師ら計七人で構成され、合議で決まる。

裁定は証拠調べなどをして法的判断を下すもので、被害と加害行為の因果関係を調べる「原因裁定」と、損害賠償責任の有無や賠償額を決める「責任裁定」の二つがある。民事訴訟よりも簡単な手続きと少ない費用で、迅速に被害者を救済するのを目的としている。

そもそも、今回の責任裁定には伏線がある。

石川さんらは二〇一九年二月、医療費助成制度の創設を求めて、国の公調委に調停を申し立てた。メーカー側には、その財源負担を求めた。

だが、国側は「大気汚染と発症の因果関係が明らかではないのではないか。大気汚染も改善してきており、制度創設の必要はないのでは」などと主張。メーカー側に至っては二〇年七月から欠席で、「調停を打ち切るべきだ」と席に着くことも拒んだ。そして昨年十二月に不調に終わった。

患者側代理人の西村隆雄弁護士は「空気汚染が改善されても、それまでに発症した患者さんの症状は変わらない。今回申し立てた多くの人たちが〇〇年代に発病し、二十年以上も苦しんできた。空気がきれいになりつつあるからと言って、医療費助成制度は必要ないという理屈は全くかみ合わない」と指摘する。

訴訟に持ち込まなかったのは「裁判になれば多大な労力がかかるから。期間を短縮しながら短期決戦で目的を達成するには責任裁定しかなかった」と切実だ。

調停はこれまで非公表だったが、責任裁定では公開の場で議論される。西村弁護士は「メーカー側は出席せざるをえなくなる。国やメーカー側の責任をはっきりさせ、新たな医療費助成制度の創設に何としてもつなげていく」と見据える。

上責任裁定申し立てについて話す石川牧子さんと下西村隆雄弁護士＝いずれも東京都新宿区で

ニュースの追跡

助成制度縮小が背景

医療費助成制度は、東京大気汚染訴訟の和解で勝ち取ったものだ。それが縮小されたことが大本の問題になっている。

都内のぜんそく患者らが国や都、自動車メーカー七社を相手取り、一九九六年に提訴。二〇〇七年に助成制度の創設を条件に和解がされたことが大本の問題になっている。

都内のぜんそく患者らが国や都、自動車メーカー七社を相手取り、一九九六年に提訴。二〇〇七年に助成制度の創設を条件に和解が成立。制度のため計二百億円の基金がつくられ、国や都、メーカー、首都高速道路会社の負担が決まった。

制度は〇八年からスタートした。

和解で五年後に制度の見直しを検討することになっていて、都は財源が底をつく見込みの一四年度末で新規の認定を打ち切った。認定済みの患者も一八年四月からは医療費の一部が自己負担になった。都によると、認定者数は約四万八千人（五月末時点）に上る。

責任裁定は今夏にも初回会合が開かれる見込みで、通常一年程度で結論が出る。

西村弁護士は「メーカー側がどう対応するかが一番のポイント。患者はずっと病気を抱えて生活していかないといけない。世界に名だたる企業がどう責任を取るのか。ぜひ注目していただきたい」と話す。

裁定に対し三十日以内に双方が裁判所に提訴しなかった場合、合意とみなされ内容が確定する。

環境省環境保健部は「申し立ての内容を確認してからでないとコメントしかねる」と回答。トヨタの広報担当者は「責任裁定に関する報道があることは認識しているが、詳細については確認できていない。現時点でコメントする立場にないと考えている」と話した。

せめて医療費だけ」

40年前発症の女性 薬・吸入器離せず

ぜんそくの苦しさについて語る武井綾子さん㊐と進藤光子さん＝東京都文京区で

ぜんそく患者は、交通量が増えていく一九七〇年代ごろからの排ガスによる大気汚染にさらされ、次々と発症していった。

東京都世田谷区在住の武井綾子さん（七）もその一人だ。「私は（余命が）あと一年ぐらいだろうが、救済してもらえればうれしい」と、かすれ気味の声で訴える。七年前、ぜんそくが原因かは不明だが、胸腺がんになり、医師から「長くない」と告げられた。坂道や階段を使うのは息苦しい。

自宅近くの、国道246号と立体の首都高は大型車などがひっきりなしに走る。四十年ほど前、咳がひどく、痰も出るようになり、気管支ぜんそくと診断された。以来、吸入器と薬が欠かせない日々になった。自営の印刷業で一日電話対応などに追われ、夕方に息苦しくなり病院に行くと、夕食の支度ができなくなった。同居していた夫の両親は機嫌が悪くなり、精神的にも追い詰められた。

東京大気汚染訴訟の原告の一人。助成制度の縮小で、ぜんそく治療費は六千円を自己負担する。だが、病院までの交通費などは対象にならない。「せめて医療費だけでも救済してほしい。苦しいのはみんな同じで、同じ補償をしてほしい」

練馬区の進藤光子さん（七）の場合は、長女（㊐）が生後一カ月でぜんそくになり、入退院を繰り返してきた。長女は難病を患い、知的障害もある。梅雨時はぜんそくの発作が起こりがちで、毎日働けない。自宅近くは目白通りなど複数の幹線道路がある。医師からは「大気汚染が原因だ」と言われた。

進藤さん自身も三年前、気管支ぜんそくを発症。都の患者認定は打ち切られており、医療費は全額自己負担だ。「五十年近く子どものぜんそくを見守り、医療費の支払いで苦しめられて、自分も発症。踏んだり蹴ったりです」と話す。

最近は、ぜんそくの薬の副作用で脊柱管狭窄症にもなった。「障害年金も引き下げられ、親亡き後の娘が心配。娘が安心して医療を受けられるようにしたい。制度をとれるまで、手を取り合ってがんばりたい」と強調した。

東京大気汚染訴訟の和解が成立し、東京高裁前で笑顔を見せる原告団＝東京都千代田区で

デスクメモ

十六年前、東京大気汚染訴訟の法廷で証言したぜんそく患者で、当時六十代の男性が忘れられない。「発症し顔色が変わりました。鬼のような顔つきに。症状悪化で職を失い、家族とも不和になったという。自動車の恩恵を受ける国とメーカー